



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | |
|---|----------------|---|
| *293 農業委員会ネットワーク機構の指定 | (農林水産総務課)..... | 2 |
| 294 県営土地改良事業計画の決定 | (農業農村整備課)..... | 2 |
| 295 // | (//)..... | 2 |
| 296 農用地利用配分計画の認可の申請 | (経営支援課)..... | 3 |
| 297 農用地利用配分計画の認可 | (//)..... | 3 |
| 298 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 | (森林整備課)..... | 3 |
| 299 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 | (資源管理課)..... | 3 |
| 300 道路の区域変更 | (道路保全課)..... | 4 |
| 301 // | (//)..... | 4 |
| 302 道路の供用開始 | (//)..... | 4 |
| 303 道路の区域変更 | (//)..... | 5 |
| 304 道路の供用開始 | (//)..... | 5 |
| 305 道路の区域変更 | (//)..... | 6 |
| 306 道路の供用開始 | (//)..... | 6 |
| 307 道路の区域変更 | (//)..... | 6 |
| 308 道路の供用開始 | (//)..... | 7 |
| 309 土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課)..... | 7 |
| 310 平成20年和歌山県告示第1486号(建築士法第15条第3号の規定による同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者)の一部改正 | (建築住宅課)..... | 8 |
| 311 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定の解除 | (港湾空港課)..... | 8 |
| 312 港湾法による放置等禁止区域の指定 | (//)..... | 8 |

○ 公安委員会告示

- | | | |
|-----------------------|-------|----|
| 7 運転免許取得者教育に使用する施設の変更 | | 9 |
| 8 // | | 9 |
| 9 // | | 9 |
| 10 運転免許取得者教育の認定の取消し | | 9 |
| 11 運転免許取得者教育を行う者の変更 | | 10 |

○ 選挙管理委員会告示

- | | | |
|---|-------|----|
| *21 少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成22年和歌山県選挙管理告示第154号)の一部改正 | | 10 |
|---|-------|----|

○ 訓令

- | | | |
|-----------------------------|------------|----|
| *2 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 | (人事課)..... | 11 |
|-----------------------------|------------|----|

○ 監査公表

- | | | |
|----------|-------|----|
| 監査公表第11号 | | 11 |
| 監査公表第12号 | | 12 |

監査公表第13号

..... 13

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

(和歌山県住宅供給公社)..... 14

告 示

和歌山県告示第293号

農業組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第31条第2項の規定に基づき、同法による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条の規定の例により、平成28年3月15日付けで農業委員会ネットワーク機構の指定をしたので、次のとおり告示する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山県農業会議
- 2 住所及び事務所の所在地 和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2番1

和歌山県告示第294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業碓裏池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局地域振興部農地課及び白浜町農林水産課

和歌山県告示第295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業才野地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局地域振興部農地課及び白浜町農林水産課

和歌山県告示第296号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月10日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年4月11日まで縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第78号-1	西牟婁郡白浜町富田字中河原584外5筆
平成27年度第78号-2	西牟婁郡白浜町栄字平才野1526-1外1筆
平成27年度第78号-3	西牟婁郡白浜町内ノ川字狩又415-2
平成27年度第78号-4	西牟婁郡白浜町十九淵字伊勢谷土手内425-1外1筆

和歌山県告示第297号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年3月14日に認可した。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第67号	有田郡湯浅町別所字北柳井谷236外2筆

和歌山県告示第298号

平成28年和歌山県告示第171号（以下「告示第171号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方
大内和視
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第171号のとおり

和歌山県告示第299号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成28年3月10日付けで変更したので、同条第10

項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
橋本市柱本字折阪203番3地先から同市柱本字折阪190番地先まで	旧	11.90 } 16.93	52.20	
橋本市柱本字紀伊見906番地先から同市柱本字折阪190番地先まで	新	10.28 } 37.45	783.70	仮称新紀見トンネル L=731.50

和歌山県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字岩脇1238番1地先から同市西字西梅ヶ崎284番地先まで	旧	6.77 } 9.11	280.50	
同上	新	12.62 } 14.16	280.50	

和歌山県告示第302号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市和田字岩脇1238番1地先から同市西字西梅ヶ崎284番地先まで

供用開始の期日 平成28年3月29日

和歌山県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市薬勝寺字善間谷395番12地先から海南市多田字出口499番3地先まで	旧	1.50 ） 12.80	735.65	
同上	新	1.50 ） 32.35	715.20	
同上	新	7.85 ） 45.10	653.70	

和歌山県告示第304号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 和歌山市薬勝寺字善間谷395番12地先から海南市多田字出口499番3地先まで

供用開始の期日 平成28年3月31日 午後3時

和歌山県告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市多田字出口493番1地先から和歌山市小瀬田字塚本14番4地先まで	新	5.20 } 5.80	56.65	

和歌山県告示第306号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市多田字出口493番1地先から和歌山市小瀬田字塚本14番4地先まで

供用開始の期日 平成28年3月31日 午後3時

和歌山県告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上三栖字峯589番3地先から同市上三栖字峯478番4地先まで	旧	5.00 } 12.70	178.30	
同上	新	5.80 } 13.20	168.30	

和歌山県告示第308号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市上三栖字峯589番3地先から同市上三栖字峯478番4地先まで

供用開始の期日 平成28年3月29日

和歌山県告示第309号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

与根子川右支溪（8-422-1-018）、与根子川右支溪（8-422-1-019）、与根子川右支溪（8-422-1-020）、与根子川左支溪（8-422-1-021-1）、与根子川左支溪（8-422-1-021-2）、与根子川左支溪（8-422-1-022）、与根子川左支溪（8-422-1-023）、与根子川左支溪（8-422-1-024）、森浦2（8-422-1-025）、森浦3（8-422-2-001）、森浦4（8-422-2-002）、与根子川右支溪（8-422-2-003）、与根子川右支溪（8-422-2-004）、森浦5（8-422-2-006）、森浦6（8-422-3-001）、森浦7（8-422-1-901）、上河立1溪流（8-422-1-001）、大垣1溪流（8-422-1-002）、清水上1溪流（8-422-1-003）、清水上・長音庵1溪流（8-422-1-004）、長音庵1溪流（8-422-1-005）、寄子路1溪流（8-422-1-007）、楠木谷1溪流（8-422-1-008）、楠木谷2溪流（8-422-1-009-1）、楠木谷3溪流（8-422-1-009-2）、楠木谷4溪流（8-422-1-010）、小長井1溪流（8-422-1-011）、西大長井1溪流（8-422-1-012）、東大長井1溪流（8-422-1-013）、常渡1溪流（8-422-1-014）、常渡2溪流（8-422-1-015）、夏山1溪流（8-422-2-007）、夏山3溪流（8-422-3-003）、森浦（Ⅰ-1965）、森浦2・森浦（Ⅰ-1966）、森浦三軒家・森浦（Ⅰ-1967）、本浦（Ⅰ-1968）、汐入（Ⅰ-2402）、山中（Ⅰ-4709）、本浦2（Ⅰ-4710）、本浦3（Ⅰ-4711）、三軒家1（Ⅱ-8293）、森浦5・森浦（Ⅱ-8294）、森浦6（Ⅱ-8295）、森浦7（Ⅱ-8296）、森浦8（Ⅱ-8297）、森浦9（Ⅱ-8298）、森浦3（Ⅱ-8299）、森浦4（Ⅱ-8300）、本浦4（Ⅱ-8301）、本浦5（Ⅱ-8302）、三軒家2（Ⅲ-4580）、三軒家3（Ⅲ-4581）、三軒家4（Ⅲ-4582）、森浦12（Ⅲ-4583）、森浦13（Ⅲ-4584）、森浦14（Ⅲ-4585）、森浦（101）（Ⅱ-80026）、森浦（102）（Ⅱ-80027）、森浦（103）（Ⅱ-80028）、森浦（104）（Ⅱ-80029）、新屋敷（1）・新屋敷（2）・寄子路（2）（Ⅰ-1977）、寄子路2・清涼庵（Ⅰ-1978）、新屋敷2・新屋敷（2）・寄子路（2）（Ⅰ-1979）、新屋敷（3）・清涼庵（Ⅰ-1980）、清涼庵・清涼庵（Ⅰ-1981）、太地三軒家（Ⅰ-1982）、大東（Ⅰ-1983）、清水上1（Ⅰ-1984）、清水上（Ⅰ-1985）、長音庵（Ⅰ-1986）、夏山1（Ⅱ-8288）、夏山2（Ⅱ-8289）、夏山3（Ⅱ-8290）、夏山4（Ⅱ-8291）、夏山5（Ⅱ-8292）、太地1（Ⅱ-8312）、河立1（Ⅱ-8313）、平見1（Ⅱ-8314）、太地2（Ⅱ-8315）、太地3（Ⅱ-8316）、太地上野1（Ⅱ-8318）、太地上野2（Ⅱ-8319）、太地上野3（Ⅱ-8320）、太地上野4（Ⅱ-8321）、太地上野5（Ⅱ-8322）、太地上野6（Ⅱ-8323）、夏山6（Ⅲ-4575）、夏山7（Ⅲ-4576）、夏山8（Ⅲ-4577）、太地17（Ⅲ-4589）、太地18（Ⅲ-4592）、東大長井1（Ⅰ-1969）、楠木谷（2）・太地楠

木谷(I-1971)、美代取・楠木谷(I-1972)、楠木谷(2)(I-1973)、太地楠木谷(I-1974)、寄子路(1)・寄子路(3)(I-1975)、寄子路(3)(I-1976)、トビミネ(I-2401)、常渡2(I-4712)、常渡3(I-4713)、本浦6(II-8303)、常渡4(II-8304)、常渡5(II-8305)、常渡6(II-8306)、常渡7(II-8307)、常渡8(II-8308)、小長井1(II-8309)、常渡9(II-8310)、小長井2・美代取・美代取(II-8311)、夏山9(III-4578)、夏山10(III-4579)、常渡10(III-4586)、常渡11(III-4587)、暖海4(III-4588)、河立2(III-4590)、太地24(IV-8002)、太地25(IV-8003)、太地26(IV-8004)、太地27(IV-8005)、太地19(III-4593)、太地20(III-4594)、太地21(III-4595)、太地23(III-4597)、通谷1(III-4598)、通谷2(III-4599)、通谷3(III-4600)、通谷4(III-4601)、通谷5(III-4602)、平見2(III-4603)、平見3(III-4604)、西地(III-4605)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第310号

平成20年和歌山県告示第1486号(建築士法第15条第3号の規定による同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項の表及び第3項の表中「学校教育法による中学校」を「学校教育法による中学校又は義務教育学校」に改める。

第4項中「建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18」を「建築士法第2条第5項」に改める。

和歌山県告示第311号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成20年和歌山県条例第22号)第8条第4項の規定により、和歌山下津港(西脇地区及び内港地区に限る。)、文里港、浦神港、勝浦港、宇久井港及び新宮港の港湾区域並びに和歌山下津港(西脇地区に限る。)の臨港地区について、別図のとおり重点調整区域の指定を解除するとともに、平成20年和歌山県告示第1586号(和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定)に係る関係図面を変更し、平成28年4月1日から適用する。

なお、別図は省略し、変更後の図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第312号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定により、和歌山下津港(西脇地区及び内港地区に限る。)、文里港、浦神港、勝浦港、宇久井港及び新宮港の港湾区域並びに和歌山下津港臨港地区(西脇地区に限る。)について、別図のとおり開発、利用及び保全上支障のある船舶等の放置を禁止する区域(以下「放置等禁止区域」という。)に指定するとともに、平成20年和歌山県告示第1585号(港湾法によ

る放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定)に係る関係図面を変更し、平成28年4月1日から適用する。

なお、別図は省略し、変更後の図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所、西牟婁振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第7号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により運転免許取得者教育に使用する施設の名称の変更について、次のとおり届出があった。

平成28年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	変更事項	新	旧	変更年月日
南海砂利株式会社	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	南海橋本自動車学校	橋本自動車学校	平成 27.11.5

和歌山県公安委員会告示第8号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により運転免許取得者教育に使用する施設の名称の変更について、次のとおり届出があった。

平成28年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社マジオネット	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	マジオドライバースクール 和歌山校	南海紀の川自動車学校	平成 27.11.20

和歌山県公安委員会告示第9号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により運転免許取得者教育に使用する施設の名称の変更について、次のとおり届出があった。

平成28年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	変更事項	新	旧	変更年月日
有限会社田辺自動車学校	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	田辺自動車学校	和歌山県田辺自動車学校	平成 28.1.1

和歌山県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第12条の規定により公示する。

平成28年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	所在地	廃止する運転免許取得者教育の課程		取 消 年 月 日
		規則における区分	名称	
株式会社湯浅自動車教習所	有田郡広川町大字広296番地の1	第1条第1号	四輪ペーパードライバー教育	平成 28.1.29
		第1条第2号	二輪ペーパードライバー教育	
		第1条第3号	高齢者ドライバー教育	
		第1条第7号	二輪二人乗り運転習熟教育	
		第1条第8号	安全運転習熟教育	

和歌山県公安委員会告示第11号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により運転免許取得者教育を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

平成28年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

運転免許取得者教育に使用する施設の名称	変更事項	新	旧	変 更 年 月 日
橋本自動車学校	名称	南海砂利株式会社	橋本興業株式会社	平成 27.10.15
	住所	橋本市学文路191番地の2	橋本市野88番地	
	代表者の氏名	上田純也	松本好史	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成22年和歌山県選挙管理告示第154号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

別記第5号様式中

「 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告として提起することができます。」

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県選挙管理委員会が被告の代表者となります。)としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

改める。

別記第6号様式中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告として提起することができます。」

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県選挙管理委員会が被告の代表者となります。)としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程(昭和54年和歌山県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書を削る。

第11条第3項第1号中「健康診断」の次に「、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導」を加える。

第43条第1項中「選任又は推薦した」を「選任した」に改め、「又は衛生管理者推薦書(別記第4号様式)」を削り、「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第4号様式とし、別記第6号様式を別記第5号様式とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

平成27年8月11日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

和歌山県監査委員 保田 栄一
 和歌山県監査委員 足立 聖子
 和歌山県監査委員 立谷 誠一
 和歌山県監査委員 泉 正徳

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 平成27年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、平成26年度末で約3,266万円となり、前年度に比し約183万円増加している。 今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 住居手当の支給について、支給開始日の誤りにより12,000円過支給していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、早期納付を目的とする未納者宅訪問や家族面会時の面接、電話による納付指導を看護部、ケースワーカー及び事務局が連携し、組織的に行っており、平成28年1月末までに743,930円(うち前年度分は253,320円)を収納した。 今後も引き続き、家庭訪問や郵便、電話による督促及び外来受診時を利用した未収金の説明等により、過年度未収金の収納及び新規未収金の発生防止に努める。</p> <p>(2) 過支給分については、返納手続の事務処理を行い、収納した。 なお、今後このようなことがないよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) 旅費未支給分については、本人に追給した。 なお、職員に対し、旅行命令簿等の記載方法及び旅費制度について、文書により周知を行い、外出承認の内容等について、確認をしている。</p>

2 和歌山県工業用水道事業会計

監査実施年月日 平成27年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>工業用水道事業における8月分水道料金の一部納入の遅れについて、和歌山県公営企業財務規程(昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号)第17条の2の規定に基づく督促状による督促を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今年度より、複数人により未収金の状況を確認することとした。 今後も、適正な債権管理に努めていく。</p>

3 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 平成27年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 保有土地の販売については、西浜工業団地で21,392㎡の売却を行っているが、平成26年度末現在、未処分地が518,120㎡(事業用借地権設定契約部分80,283㎡を含む。)となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。</p> <p>(2) 工事完成検査結果通知が著しく遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成27年12月現在、西浜工業団地で2件4,209㎡を売却した。 今後も、より積極的に土地の売却等に努めていく。</p> <p>(2) 工事完成検査実施後、速やかに結果通知を行うよう周知徹底した。 今後も、適正な工事執行管理に努めていく。</p>

平成28年2月15日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

知事直轄

1 総務企画課

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。	注意事項 旅行命令簿における復命の適正な事務処理について関係職員に指導した。

2 障害者スポーツ大会課

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 用務地の地点名称を誤り、旅費を過払いし戻入していた。また、旅費の支給額が不足し、追給していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。	注意事項 ア 外出承認による出張が可能な範囲について関係職員に指導した。 イ 旅行命令簿の正しい記載方法及び適正な事務処理について関係職員に指導した。

和歌山県監査公表第13号

平成28年2月15日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会会長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会

監査実施年月日 平成28年2月9日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 利用交通機関を誤って旅費計算し支出していたので、適正に処理されたい。	注意事項 旅費の不足分に係る追給処理を行い、旅費計算の適正な事務処理について関係職員に指導した。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年3月29日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 2で定める県営住宅等のうち、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地並びに長山団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
 - (2) 2で定める県営住宅等のうち、(1)に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで